

議案第16号

取手市建築基準条例の一部を改正する条例について

取手市建築基準条例（平成12年条例第31号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月29日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

建築基準法が改正され耐火建築物に係る主要構造部規制が合理化されることに伴い、所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市建築基準条例の一部を改正する条例

取手市建築基準条例（平成12年条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(共同住宅等の設置禁止)</p> <p>第14条 共同住宅又は寄宿舍(以下「共同住宅等」という。)の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、次の各号のいずれかに該当する建築物の上階に設けてはならない。ただし、これらの用途に供する部分の<u>特定主要構造部</u>が耐火構造である場合には、この限りでない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(公衆浴場の浴室)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 建築物の一部を、床面積が300平方メートル以上の公衆浴場の用途に供する場合は、当該部分の<u>特定主要構造部</u>を耐火構造としなければならない。</p> <p>(側面空地)</p> <p>第40条 興行場等の用途に供する部分を持つ建築物の周囲には、幅2メートル以上の側面空地を設けなければならない。ただし、<u>特定主要構造部</u>が耐火構造で、開口部に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備を設けた場合は、この限りでない。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(舞台部の各室の区画避難)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 舞台部の上部には、控室、物置場その他これらに類するものを設けてはならない。ただし、興行場等の用途に供する部分を持つ建築物の<u>特定主要構造部</u>が耐火構造であり、かつ、舞台の上部が防火上安全な構</p>	<p>(共同住宅等の設置禁止)</p> <p>第14条 共同住宅又は寄宿舍(以下「共同住宅等」という。)の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、次の各号のいずれかに該当する建築物の上階に設けてはならない。ただし、これらの用途に供する部分の<u>主要構造部</u>が耐火構造である場合には、この限りでない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(公衆浴場の浴室)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 建築物の一部を、床面積が300平方メートル以上の公衆浴場の用途に供する場合は、当該部分を耐火構造としなければならない。</p> <p>(側面空地)</p> <p>第40条 興行場等の用途に供する部分を持つ建築物の周囲には、幅2メートル以上の側面空地を設けなければならない。ただし、<u>主要構造部</u>が耐火構造で、開口部に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備を設けた場合は、この限りでない。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(舞台部の各室の区画避難)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 舞台部の上部には、控室、物置場その他これらに類するものを設けてはならない。ただし、興行場等の用途に供する部分を持つ建築物が耐火構造であり、かつ、舞台の上部が防火上安全な構造である場合は、こ</p>

造である場合は、この限りでない。 3 (略)	の限りでない。 3 (略)
---------------------------	------------------

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。